

## 気仙沼市産マツタケの出荷制限解除に向けた取組

### 1 テーマの趣旨・目的

気仙沼市は県内有数のマツタケの産地であり、平成23年に発生した東日本大震災以降は、毎年実施する出荷前の精密検査で一度も基準値を超えることなく、安全を確認した上で出荷が行われてきた。

しかし、令和2年11月に気仙沼市産のコウタケが未検査で出荷された後、検査基準値（100Bq/kg）を超過していることが確認されたため、改めて精密検査を実施したところ、基準値を大幅に超える980Bq/kgの値が確認された。これをきっかけに、マツタケを含む気仙沼市で産出される全ての野生きのこに対して出荷制限が指示された。

マツタケを出荷することができなくなることで、出荷者の収入の大幅な減少につながるほか、地域の特産品としての継続・継承が危ぶまれることが懸念された。そこで、マツタケの産地を守るために、気仙沼市と連携してマツタケの出荷制限解除を目指して取り組むこととした。

### 2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

#### (1) 現状及び取組内容

令和3年3月に「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、非破壊検査機を用いた一部解除の考え方が示されたことから、非破壊検査機を導入し、検査体制を整えることで、出荷制限の一部解除を目指すこととした。

##### ①検査体制の整備

- 放射能関係の知見を有する東北大学の指

導を受けながら、気仙沼市と連携して非破壊検査機の導入を進めた。

##### ②出荷者向け説明会の実施

- 令和3年7月に出荷予定者を対象とした出荷制限一部解除後の検査体制について説明を実施した。

#### (2) 成果

- ① 気仙沼市で補助事業を活用の上、非破壊検査機を導入することとしていたが、導入までに時間を要することから、東北大学から借用する形で令和3年8月に検査機の設置を完了した。

令和3年9月10日付けで、非破壊検査機で全量検査を実施し、かつ基準値を下回ったもののみ出荷するという条件付きで出荷制限が一部解除された。9月17日からマツタケ出荷に係る非破壊検査が開始され、初日は15検体(12kg)について検査を実施し、全て合格となった。当初は出荷再開まで数年かかると見込まれていたが、出荷制限指示から1年も経たずに、一部ではあるが、出荷制限解除が実現した。

- ② 出荷希望者29名が参加。一部解除が認められた際に出荷者へ求める出荷者認証登録や非破壊検査の実施について説明を実施し、出荷者から理解を得ることができた。一方で、参加者からは、検査に時間を要することで鮮度低下が懸念され、価値が低下するのでは、という意見があった。

#### (3) 非破壊検査機の概要

- 食品を刻むことなく、出荷状態のまま放射能を測定することが可能。
- 測定時間：5分間

- ・セシウム 137、セシウム 134 の放射能を測定。



非破壊検査機外観

#### (4) 気仙沼市産マツタケ 検査概要

##### 【放射性物質検査の実施】

- ・非破壊式放射能測定装置を用いて、全量について出荷前に検査を実施する。
- ・検査結果が 50Bq/kg 以下の場合、検査合格とし、出荷しても差し支えないものとする。
- ・検査結果が 50Bq/kg を超過する場合は、検査不合格となり、検査実施者側で回収及び廃棄を行う。

##### 【出荷者の管理】

- ・気仙沼市内で野生マツタケを採取し、販売目的として出荷を行う者は、採取地や出荷先について申告し、出荷者認証登録を受ける。販売を目的とする採取・出荷は登録者のみに限定され、申告された販売施設等に限って販売が認められる。
- ・宮城県は気仙沼市と連携し、申告内容を記録した採取・出荷者管理台帳を整備する。

#### (5) これまでの検査結果

	令和3年度	令和4年度
検体数	641	596
合格数	636	591
合格率	99.2%	99.1%
検査総重量	498.0kg	396.5kg



検査の様子



出荷されたマツタケ

#### (6) 課題

##### ①検査実施期間に関する検討

- ・検査期間を毎年10月末までとしているが、出荷者からは検査期間の延長に関する要望が出ている。

##### ②出荷制限の全面解除に向けた調査の継続

- ・基準値を超過したマツタケが発生する区域においては、特に経年的な推移を確認する必要がある。

### 3 今後取組むべき内容

#### (1) 具体的手法又は検討方向

- ①令和5年度より、11月上旬まで検査期間を延長することとした。検査期間をその年の発生期間に応じて柔軟に調整することができないか、引き続き検討を行う。
- ②放射能が高いマツタケの発生が懸念される地域の出荷者に対して、発生箇所の絞り込みのため引き続き検査への協力を依頼する。

#### (2) 理由

- ①検査期間を厳格に設定することにより、非破壊検査がマツタケの出荷を妨げる要因になることを避けるため。
- ②出荷制限全面解除に向けて気仙沼市全域におけるマツタケの安全性を確認するため。

#### (3) 期待する成果

- ①マツタケ発生期間と非破壊検査実施期間を一致させることにより、本来出荷されるマツタケが各地に出荷され、地域経済の活性化につながる。
- ②非破壊検査を実施しながら、気仙沼市全域のマツタケの安全性が確認できるデータを蓄積し、出荷制限全面解除を実現するための足がかりとする。